

柳井市水道事業

令和 7 年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道の原水及び浄水の状況
3. 給水栓の検査箇所（採水箇所）
4. 水質検査項目及び検査頻度
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の公表
8. 水質検査の精度と信頼性保証
9. 関係者との連携

柳井市水道事業では、水道の原水及び浄水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、水道水の安全性を確保するための水質検査についてご理解をいただけるよう公表します。

1 基本方針

我が国では国民が安全な水道水を安心して使用できるように水道水の水質基準を定めています。柳井市では、住民の皆様が、安全な水を安心して使用し、また飲んでいただけるような適正な水質検査を実施するために水質検査計画を策定し、これに従って水質検査を実施し、結果を公表します。

柳井市では、これから年度毎に水質の状況や住民の皆様の要望を受けて水質検査計画を見直すとともに公表し、今後とも信頼される水道水を供給していくこととします。

(1) 検査箇所（採水箇所）

水質基準が適用される給水栓（蛇口）とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び過去の検査結果等に基づいて、項目に応じて頻度を設定して検査を実施します。

2 水道の原水及び浄水の状況

柳井地域広域水道企業団では、日積浄水場において塩素及びろ過による適正な浄水処理を行い、水質基準項目（51項目）による水質検査を概ね1か月ごとに1回検査を実施しています。

このように、浄水検査された水を柳井第1配水池および大畠第1配水池で受水し、各配水池で、概ね3か月ごとに1回水質基準項目（51項目）の水質検査を実施しています。

3 給水栓の検査箇所（採水箇所）

検

査箇所は、従来までのデータとの整合性をはかるために、昨年度までと同様の箇所で実施します。

広域水道企業団受水系統ごとに検査箇所を設け、7箇所設定しました。

4 水質検査項目と検査頻度

水質検査項目及び検査頻度は、別表水質検査表（1）（2）に示すとおりです。

（1）水質基準項目

水道法に基づく給水栓の水質検査については、水質検査表（1）に示す水質基準項目について、「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）」に基づき、過去3年間の水質検査結果から、広域水道企業団受水等系統ごとに検査地点を設け検査します。ただし、施行規則で3年に1回の検査頻度としてもよい検査項目は、1年に1回の検査を行うことで、より安全に配慮した水質検査を行います。

（2）毎日検査項目

水質検査表（2）に示す、色、濁り及び残留塩素は、7箇所の給水栓で1日1回検査します。

5 水質検査方法

水質検査は、水道法により水質検査を行う者として、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関及び柳井地域広域水道企業団に毎日検査以外の全ての検査を委託して行います。

6 臨時の水質検査

給水栓等の水質に変化があり、水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して、柳井地域広域水道企業団に連絡をする等、必要に応じて配水池及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。このような臨時の水質検査は、水質異常が発生した時に直ちに実施し、水質異常が終息し、蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

また、上記のような異常事態の他に、通常の水質検査の結果に異常がみられた場合など、必要に応じて再検査を行います。

7 水質検査の公表

水質検査の公表については、情報公開条例に基づく情報開示を行います。

8 水質検査の精度と信頼性保証

検査項目は多種多様にわたり、その測定も極微量レベルです。

当市では、その多種多様な検査項目と極微量な測定レベルにも対応できる正確かつ制度の高い検査体制を整えている国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関を選定し、水質検査の測定値の信頼性の確保に努めています。

9 関係者との連携

水質検査機関とは年間契約を締結し、緊急時には、早急に水質検査が行えるような体勢を整えています。

別表水質検査表（1）

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	検査頻度（回/年）						
			白濁東	余田	晩の木	中馬皿	阿月	遠崎	宮岬
1	一般細菌	100個/ml以下	12	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	不検出	12	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003	4	4	4	4	4	4	4
4	水銀及びその化合物	0.0005	1	1	1	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01	4	4	4	4	4	4	4
6	鉛及びその化合物	0.01	4	4	4	4	4	4	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01	4	4	4	4	4	4	4
8	六価クロム化合物	0.02	4	4	4	4	4	4	4
9	亜硝酸態窒素	0.04	4	4	4	4	4	4	4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	4	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	4	4	4	4	4	4	4
12	フッ素及びその化合物	0.8	4	4	4	4	4	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1	4	4	4	4	4	4	4
14	四塩化炭素	0.002	4	4	4	4	4	4	4
15	1・4-ジオキサン	0.05	4	4	4	4	4	4	4
16	β-1,2-ジクロロエチレン及びβ-1,2-ジクロロエチレン	0.04	4	4	4	4	4	4	4
17	ジクロロメタン	0.02	4	4	4	4	4	4	4
18	テトラクロロエチレン	0.01	4	4	4	4	4	4	4
19	トリクロロエチレン	0.01	4	4	4	4	4	4	4
20	ベンゼン	0.01	4	4	4	4	4	4	4
21	塩素酸	0.6	4	4	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02	4	4	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06	4	4	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01	4	4	4	4	4	4	4
27	縮トリハロメタン	0.1	4	4	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03	4	4	4	4	4	4	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03	4	4	4	4	4	4	4
30	ブロモホルム	0.09	4	4	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08	4	4	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1	4	4	4	4	4	4	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	4	4	4	4	4	4	4
34	鉄及びその化合物	0.3	4	4	4	4	4	4	4
35	銅及びその化合物	1	4	4	4	4	4	4	4
36	ナトリウム及びその化合物	200	4	4	4	4	4	4	4
37	マンガン及びその化合物	0.05	4	4	4	4	4	4	4
38	塩化物イオン	200	12	12	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	4	4	4	4	4	4	4
40	蒸発残留物	500	4	4	4	4	4	4	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2	1	1	1	1	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001	3	3	3	3	3	3	3
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	3	3	3	3	3	3	3
44	非イオン界面活性剤	0.02	4	4	4	4	4	4	4
45	フェノール類	0.005	4	4	4	4	4	4	4
46	有機物質（全有機炭素（TOC）の量）	3以下	12	12	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8-8.6	12	12	12	12	12	12	12
48	味	異常でない	12	12	12	12	12	12	12
49	臭気	異常でない	12	12	12	12	12	12	12
50	色度	5度	12	12	12	12	12	12	12
51	濁度	2度	12	12	12	12	12	12	12

別表水質検査表（2）

項目 No.	1日1回行う検査項目	評価	検査頻度 (回/年)	検査場所
1	色	異常なし	365	市内7箇所
2	濁り	異常なし	365	市内7箇所
3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L 以上	365	市内7箇所